

令和4年第19回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年12月2日（金）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 白井市議会の個人情報の保護に関する条例について
(2) 検討事項について
(3) 委員会での発言取り消しについて
(4) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員・影山廣輔委員
秋谷公臣委員・平田新子委員
和田健一郎委員・徳本光香委員
岡田繁委員
岩田典之議長
血脇敏行副議長
5. 欠席委員 伊藤仁委員長・斉藤智子副委員長
6. 会議の経過 別紙のとおり
7. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係 長 今井好美
主 事 小原陽子

会議の経過

開会 10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、委員長、副委員長ともに不在のため、委員会条例第12条第2項により年長者である秋谷委員が委員会を進行することとなりました。では会議に先立ちまして、秋谷委員よりご挨拶をお願いいたします。

○秋谷委員（座長） ではあらためましておはようございます。それでは局長の案内のとおり、年長者である私が委員会の進行を務めさせていただきます。慎重審議はもちろんなんですけども、円滑なる審議のご協力をお願いいたしまして簡単ではありますが、委員長の代理の代理ってことなんでしょうけれども、挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。それでは委員会会議につき記事等につきましては秋谷委員にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○秋谷委員（座長） ただいまの出席は7名です。委員会条例第16条の規定により、定足に達しております。これより令和4年第19回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議はお手元に配布の議題のとおりです。議題に入る前ですけども、正副委員長が不在でありますので、本日の協議は議題1の個人情報の保護に関する条例についてのみ協議を行い、議題2、議題3についてはあらためて協議を行うこととしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○秋谷委員（座長） 異議がありませんので、本日の議題2及び議題3は改めて協議することといたします。それでは議題1 白井市議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。本日は条例案について協議いたします。それでは条例案について事務局長より説明を求めます。

○永井議会事務局長 それでは、個人情報保護条例案について私の方からご説明をさせていただきます。本日は、これまでご審議いただきまして、骨子案までまとめていただきました。でそのパブリックコメントが終わりまして、先にご案内したように意見がございませんでした。従いましてその結果、骨子案で示された方向性、内容に沿って条文案を作成いたしましたので、本日ご審議をいただくものでございます。まず配布資料の確認をさせていただきます。本日は2種類の資料を配布してございます。資料については、サイドブックの中に入れております。資料1につきましては、白井市議会の個人情報の保護に関する条例案作成、条文案の整理 2022年11月18日時点という横長の物になります。こちらについては、改正法や議長会の条例案を対照しとし比較となっております。それから本日はこちらの資料を中心にお話をさせていただきたいと思っております。それから資料2

につきましては、条例案になります。それは条例案単体になりますので、こちらはまた後ほどご確認をお願いしたいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。資料1をお開きください。よろしいでしょうか。左からですね。あの今回、ご提案させていただいてる白井市議会の条例案、右に行くに従いまして、議長会の条例、現行の白井市個人情報保護条例、それから改正法の順番に並んでございます。と条文の案につきましては、基本的には議長会の例にならい、骨子案で示した本議会独自の内容の部分について手直しをした形になってございます。資料の方では、議長会案を修正した条項については太枠で囲みまして、直した部分につきましては赤字、アンダーライン、黄色のマーカールでお示しをさせていただきます。また、その直した部分についての補足説明を吹き出しで記入させていただいております。本日は、時間の都合もでございますので、議長会の条例案から修正した箇所について、御説明をさせていただきたいと思っております。では、1ページをお開きください。まず1条の目的のところですが、これは〇〇市議会となっていたものを、白井市議会と直したものでございます。それから、この下の2条2項ですね。個人識別番号が含まれるものというところは、条例の例では議長が定めるものと書いてありますが、こちらでは規程で定めるものと直してございます。次のページをご覧ください。補足説明ですが、余白が少なかったもので、こちらのページの方がより余白が多かったのでこちらに説明を入れてございます。こちらの3号の方でもあの同じ直しになっています。こちらにつきましては、議長会の案では、議長が定めるという形で表現されておりますが、実際には規程を作ってその中に盛り込んでいくという内容でございます。極力その規程に委任する内容については、表現を規程で定めるということを用いるように案の方は作成させていただきました。具体化できるところは、なるべく具体的な表現にするようにというようにこのようにさせていただいております。以降、同様な箇所がございますが、同じ理由でございますので、この後の説明については、同様のところは割愛させていただきたいと思っております。次に3ページをお開きいただきたいと思っております。4項の部分になります。こちらについては、中身は同じものですが表現の仕方を変えてございまして、議長会の例では少し分かりづらいので、行政文書を括弧で定義をつけるような書き方に改めてございます。12ページになります。こちらの10条でございます。こちらにつきましては、従事者の義務を課す部分についての規定でございますが、議長会の案では、派遣労働者も想定した記述になってございますが、当市議会に置き換えてみますと、派遣労働者が業務を担う予定がないということで、ここについては削除させていただく案とさせていただきます。13ページをお開きいただきたいと思っております。11条につきましては、先ほどの規定の話になります。11条の1項2項の部分ですが、この条例例では、20条となってるものを21条とに改めております。これにつきましては、後ほど説明をさせていただきますけれど、議長会の条例例には無い白井市議会オリジナルの規定を17条に設けております。それを間に入れたことによりまして、それ以降の条番号が1条ずつ繰り下がりますの

で、そこを直した内容になっております。内容というよりは、その数字が変わったというところがございます。以降、同様な箇所がいくつかございますが、これについては説明の方は省かせていただきます。14 ページをお開き頂きたいと思っております。12 条 2 項 3 号になります。こちらについては、その市の機関についてを表してるところになりますけれども、議長会の案では、一般的な内容となっておりますので、白井市の状況に合わせた形で、こちらの方は修正をさせていただきます。それから 4 項ですね。1 番下になりますけれども、こちらについては、議会の事務局の職員というような形でのその例になっておりますが、職員の定義に議会準事務局というものが全て前の方で入ってございますので、省かせていただいております、次が 15 ページになります。こちらにつきましては、マイナンバーについての読み換えの規定になっております。これは下の表になりますけれども、議長会の案では 30 条で手数料の部分について規定がございます。しかし本市議会の方においては、手数料については無料とするということでございますので、ここについては削除させていただきます。21 ページを開きください。こちらの 17 条でございます。こちらにつきましては 17 条というものを加えてございます。内容につきましては、個人情報取り扱い事務ということで、個人情報ファイルの制度を補完するものとして、現行の制度で個人情報取り扱い事務の届出という制度がございまして、その人数に関わらずまとめる内容になっておりますけれども、それを残すということで、その規定をそのまま残しております。現行の市の条例をそのまま当てはめると、議会の場合、議長が議長に届け出るとかという矛盾が生じますので、そういった字句の整理をさせていただいた形で規定の方はさせていただきました。内容につきましては、執行部の方でも、こちらについては残していくという考え方でございまして、内容についてはすり合わせをしたもので記載させていただいております。23 ページをお開きください。23 ページの下から二つ目の箱になります。こちらについては、議長会の例では、個人情報のファイルの中でどういうものかということの規定してる中で、議会の方で職員の採用試験を行った場合の情報ということも記載されてるんですが、本市議会ではそういったことはございませんので、この書き込みについては削除させていただきました。次に、26 ページをお開きいただきたいと思っております。こちらにつきましては、保有個人情報の開示義務という中で、不開示情報についてを規定してる内容になっております。ここではですね、議長会の方では、情報公開条例の規定を 1 部引用するようなことも、例示として書かれておりますけれども、いろいろと内容精査したところ、情報公開条例で非公開とする情報について、この情報、括弧 1、2 と書いてあるところなんですけど、こういった物と内容性質が概ね一致してるということから、特に引用の項目は設けなくても大丈夫だろうというところで、削った内容で提示させていただいております。30 ページを開きください。30 ページの 26 条になります。こちらは開示決定の期限ということで、例では 30 となっておりますけれども、本市議会では 14 日以内という形で期間を短縮するということにしましたので、そのように規定をさせていただいてお

ります。次の31ページ、27条は同様に、14日に短縮したので、14プラス30の44日、最長の日が、44日ということで、そのように規定をさせていただいております。34ページをお開きいただきたいと思います。こちらの31条費用負担のところでございます。こちらについては議長会の案では少し長い表現になっておりますけれども、いろいろと定義については前の方に出ていたりする部分がございますので、こちらについてはシンプルな書き方、あと手数料は無料ということでございましたので、無料ということで書かせていただいております。次のページへめくって頂いて、2項ではコピー代の実費の部分はご負担いただくということでございますので、その規定をここに設けてございます。ページが飛びまして、43ページを開きいただきたいと思います。前のページからの続きになりますが、こちらは46条で、審査会への諮問の項目になっております。議長会の例では、何条例何条に規定する審査会という形の書き方をしておりますけれども、本市議会につきましては、市が個人情報保護審査会に諮問するという方向性が決まっておりますので、その定義については17条の方に出ておりますので、1項では審査会というということになっておりますので、審査会というふうにシンプルに直させていただいたところがございます。今のところ、不作為の審査請求があった際の諮問の内容になります。同様に46ページになりますけれども、こちら審議会への諮問ということになっておりますけれども、内容につきましては、この個人情報の取り扱いについて専門的な意見を聞くことができるための条項なんですけれども、これも諮問先というのは市の個人情報保護審査会になりますので、同様に審査としまして、表現としては審査会というふうに短くさせていただいております。それから53条、こちらはこの中に無いものについて、規程の方に委任できるための委任条項ということで設けてございます。議長会の案では実施に関し必要な事項は議長が定めるというふうに例示されておりますけれども、本市の条例との作り方の中で、規則に委任する場合については、この条例の実施ではなく施行に関しという定め方をしているということで、それに習った形で施行に関しというふうに言葉を改めてます。内容について、別途規程で定めるようになると思いますので、このような形で表現を直させていただいたものでございます。次の47ページの54条です。こちら、先ほどの10条と同様に派遣労働者について書き込まれてるものですので、その予定がないので削除してございます。議長会の案から修正を加えた部箇所については以上になります。よろしくお願ひします。

○秋谷委員（座長） 以上で説明が終わりました。大変ページ数が多くて、説明も多岐にわたったんですけど、皆さんから補足説明並びにご意見がある方はおられますか。平田委員。

○平田委員 丁寧な説明と、それからこれまでの段取りも本当にありがとうございました。ただまねっこで作ればいいのかという形じゃなくて、白井市議会の現場に即したものになってると思ってとてもありがたいし、いいなと思っています。以上です。

○秋谷委員（座長） 他にご意見のある方。影山委員。

○影山委員 変更内容で、白井市の実情に即したという部分で、その内、1点だけ変わる可能性が無きにしも非ずかなど。10条と54条の派遣労働者、今はないでしょうし、当面の予定はないかもしれませんが、遠い将来どうなるかわかんないけど、そこの部分、先の見通しはどうかかなと思ったところでございます。

○秋谷委員（座長） 事務局長。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。確かにこの先は、我々事務局の方でも、本当に未来永劫ないのかっていうふうに考えると、その社会情勢が変わってきた場合には、そのあり得るってことはあの想定されます。現状として当面のところでは人材派遣ということは考えにくいと考えて、この案とさせて頂きましたけれども、必要だということであれば、書き込むことは可能だと思っています。

○秋谷委員（座長） よろしいですか。他にご意見がある方お願いします。徳本委員。

○徳本委員 今更の質問にはなるんですが、47ページで分かれば教えていただきたいんですけど、47ページの右上のところに議員議長を含むは罰則の対象外ってあるんですけど、これは議会の個人情報扱うのが職員だからという意味でしょうか。漏らしたり、そういう罰則に値する行為をしようのが扱っている職員さんだからという意味ですかね。

○秋谷委員（座長） 事務局長。

○永井議会事務局長 同じページのですね。1番右端の方に補足というところに、その辺の説明の方が示されておりまして、こちらでは、普通には、その自由な発言の補償だとか、点の三つ目なりますが、議長についての書き込みなんですけれども、ここに理由は書かれているんですが、こちらの条例については、あくまでも議会事務局の職員が事務の中で取り扱う個人情報について、ルールを決めてきちんと対応しましょうということございまして、議員につきましては、あの普段の議員活動と議会活動との線引きという物がなかなかこうしづらいということで、議長会の条例案については、その観点から議員については、その罰則の対象外ということで、そういう考え方で作られているところでございます。

○秋谷委員（座長） では他にご意見がある方お願い致します。ありませんか。議長。

○岩田議長 確認なんですけど、46ページの51条ですけども、この審議会への諮問っていうのが、改正情報保護法の129条右に書いてありますけども、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるようになっていて、白井の場合は審査会に諮問することができるのでこれ審議会じゃなくて審査会じゃまずいんですかね。

○秋谷委員（座長） 事務局長。

○永井議会事務局長 51条の括弧書きのところ確認をいたします。意図としてはこの129条の内容を受けたものになってるんですけど、おっしゃる通りその会の名前がまあ審査会でございますので、審査会への諮問とした時に、46条と表題が一緒になってしまうって

部分が。審議会への諮問ということで、名前が不突合というところでは気になると思いますが、ここについて例規担当とすり合わせをさせていただきたいと思います。

○秋谷委員（座長） その回答でよろしいですか。

○岩田議長 はい。確認をしてもえれば。

○秋谷委員（座長） その他にご意見のある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○秋谷委員（座長） よろしいですか。なければ協議を終了いたします。それでは条例案については案の通り承認するというのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○秋谷委員（座長） 異議なしと認め、条例案の通り承認いたしました。先ほど議題2と議題3については後ほどのことですので、次に議題4に行きます。その他についてを議題とします。委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○秋谷委員（座長） 議長から何かございませんか。

○岩田議長 ございません。

○秋谷委員（座長） 事務局からございませんか。

○永井議会事務局長 ございません。

○秋谷委員（座長） 無いようですので、以上で本日の議題は終了いたしました。ご苦労さまでした。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月23日

議会運営委員会 座長 秋谷 公臣